

議案第45号

守口市下水道条例の一部を改正する条例案

守口市下水道条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和7年7月11日提出

守口市長 瀬 野 憲 一

記

守口市下水道条例の一部を改正する条例

守口市下水道条例（昭和49年守口市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条から第5条まで 略</p> <p>(排水設備工事の施工)</p> <p>第6条 排水設備工事は、市長が指定する工事店（以下「指定工事店」という。）によつて施工しなければならない。</p> <p>2及び3 略</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条から第5条まで 略</p> <p>(排水設備工事の施工)</p> <p>第6条 排水設備工事は、市長が指定する工事店（以下「指定工事店」という。）によつて施工しなければならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に排水設備工事を施工させる必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>以下 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。